

参 考 資 料

[令和5年度地方税制改正(案)関係]

総務省自治税務局

目 次

〔車体課税〕

- 環境性能割の税率区分の見直し（案） 1
- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・見直し（案） 2
- 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化（案） 3

〔個人住民税〕

- N I S Aの抜本的拡充・恒久化（案） 4

〔国際課税〕

- 「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）の導入への対応（案） 5

〔納税環境整備〕

- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化（案） 7
- ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応（案） 8

〔主な税負担軽減措置等〕

- 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設（案） . . . 9
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（案） 10
- バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設（案） 11
- 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長（案） 12

〔航空機燃料譲与税〕

- 航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の延長（案） 13

〔検討事項等〕

- 外形標準課税のあり方 15
- 電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方 16
- 森林環境税及び森林環境譲与税 17
- 第1の柱（市場国への新たな課税権の配分） 18
- 地方税関係通知のデジタル化 19
- eLTAXを通じた地方税以外の地方公金納付のデジタル化 20

環境性能割の税率区分の見直し（案）

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年(令和17年)までの乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げる。

(注) 税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ、次回の見直しは3年後(令和8年度改正)とする。

自家用乗用車

【現行（令和3、4年度）】

【改正案（令和5～7年度）】※令和5年12月末までは現行の税率区分を据置き

車種		現行		見直し後(R6.1～)		見直し後(R7.4～)	
税率区分		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等※	非課税	達成度要件なし		達成度要件なし		達成度要件なし	
	非課税	2030年度燃費基準 85% 達成～	2030年度燃費基準 75% 達成～	2030年度燃費基準 85% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～	2030年度燃費基準 95% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～
ガソリン車、 石油ガス車、 ディーゼル車	1%	75% 達成～	60% 達成～	80% 達成～	70% 達成～	85% 達成～	75% 達成～
	2%	60% 達成～		70% 達成～		75% 達成～	
	3% (軽は2%)	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成		上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成		上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

※ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車(登録車のみ)

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置(2030年度燃費基準60%達成～: 非課税)を令和5年12月末まで延長。

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・見直し(案)

- 環境性能割の見直しと併せて、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長。

自家用乗用車（登録車）

特例割合		適用対象車
軽課	75%軽減 (取得翌年度)	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
重課	15%重課	ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)、ディーゼル車(11年超)

※ 営業用乗用車について、適用期限を3年延長した上で、軽課の適用対象車を段階的に重点化する。

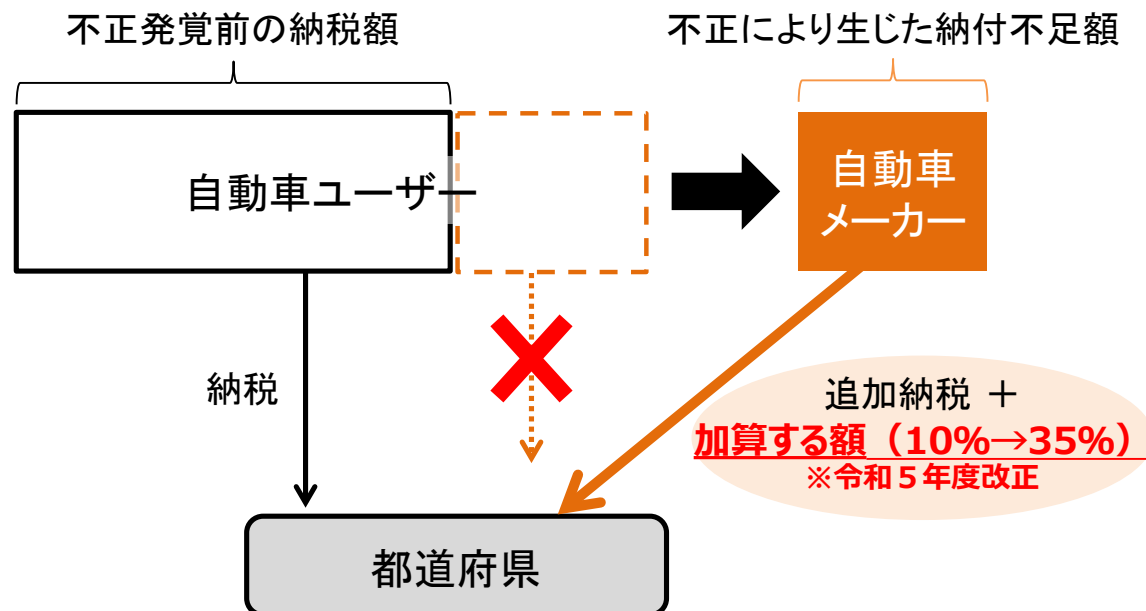
燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化(案)

- 令和4年3月以降発覚した、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費・排ガス試験不正は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいもの。
- 税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。

(注) 本改正は、令和6年1月1日以後に取得された自動車等に対して課する環境性能割等について適用する。

賦課徴収の特例制度

※自動車メーカー等の不正により納付不足額が生じた場合



NISAの抜本的拡充・恒久化(案)

(令和6年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		同左
生涯非課税限度額 (総枠) (注2)	1800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託		上場株式・投資信託等(注3) (※安定的な資産形成につながる投資商品 に絞り込む観点から、高レバレッジ投資 信託などを対象から除外)
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。

(注2) 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施する旨を大綱に明記。

(注4) 令和6年1月から施行予定の「新NISA制度」については、その施行を見直し、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行する。

(注5) 令和5年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を図る。

「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)の導入への対応(案)

○ 新たな国際課税ルールにおける「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)の導入への対応については、以下のとおり。

➤ IIR(所得合算ルール)・UTPR(軽課税所得ルール)

IIR・UTPRは、外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応益性が観念できないため、法人税による税額と地方法人税(税収の全額を地方交付税により配分)による税額が907:93の比率となるよう制度を措置。

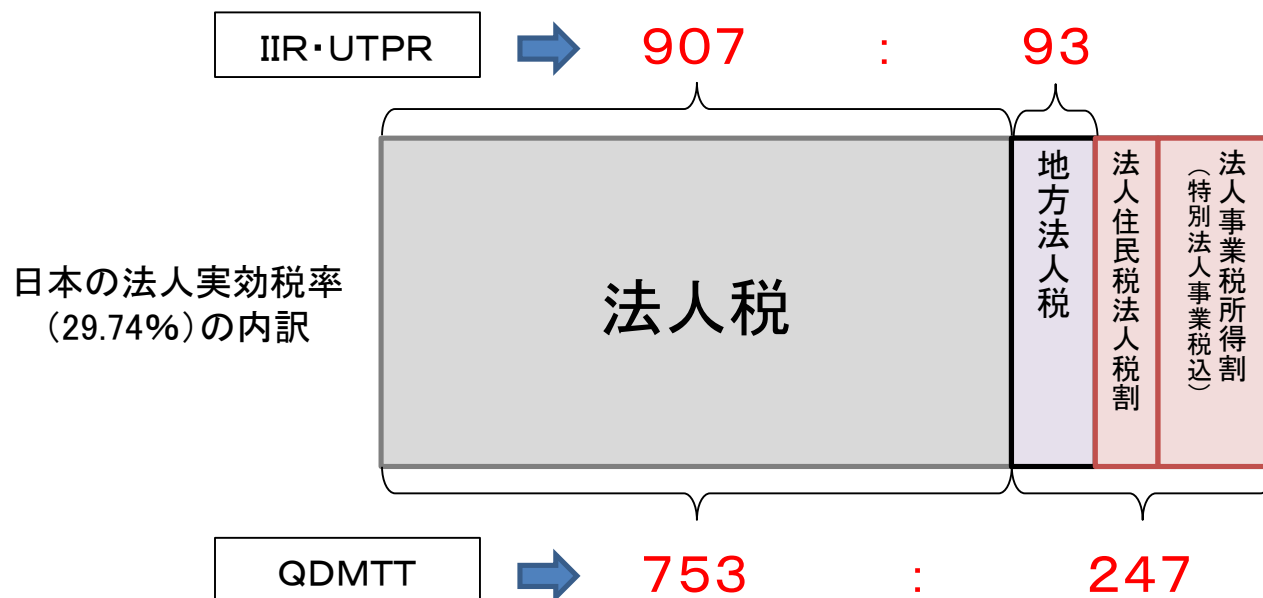
➤ QDMTT(国内ミニマム課税)

QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえるとともに、簡素な制度とする観点から、法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収、地方交付税により地方に配分することとし、法人税による税額と地方法人税による税額が753:247の比率となるよう制度を措置。

※ 法人事業税には、特別法人事業税を含む。

※ IIRについては、令和6年4月以後に開始する対象会計年度から適用開始。

※ UTPR及びQDMTTについては、令和6年度税制改正以降に法制化を検討。

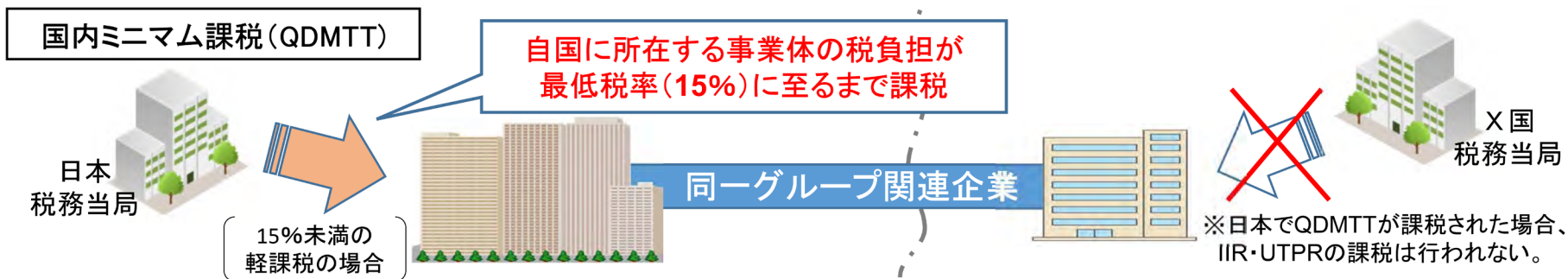
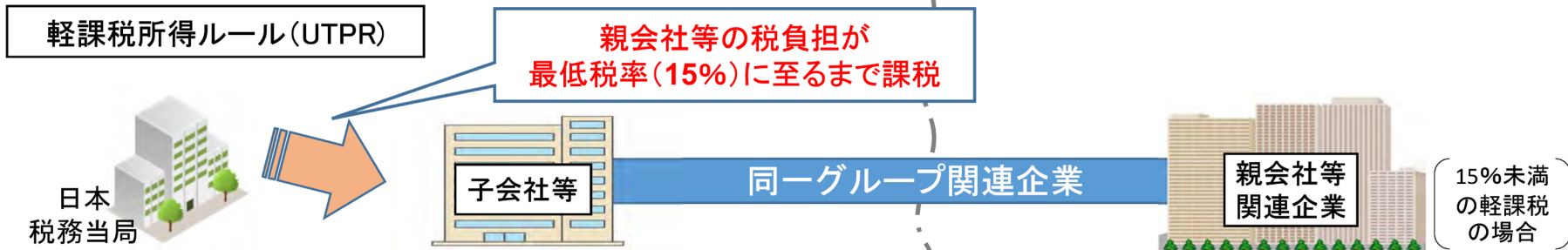


第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,100億円)以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。
- 日本においては、国際的な合意に沿って、以下の3つのルールを導入する方向で検討。

《日本(通常の税率)》

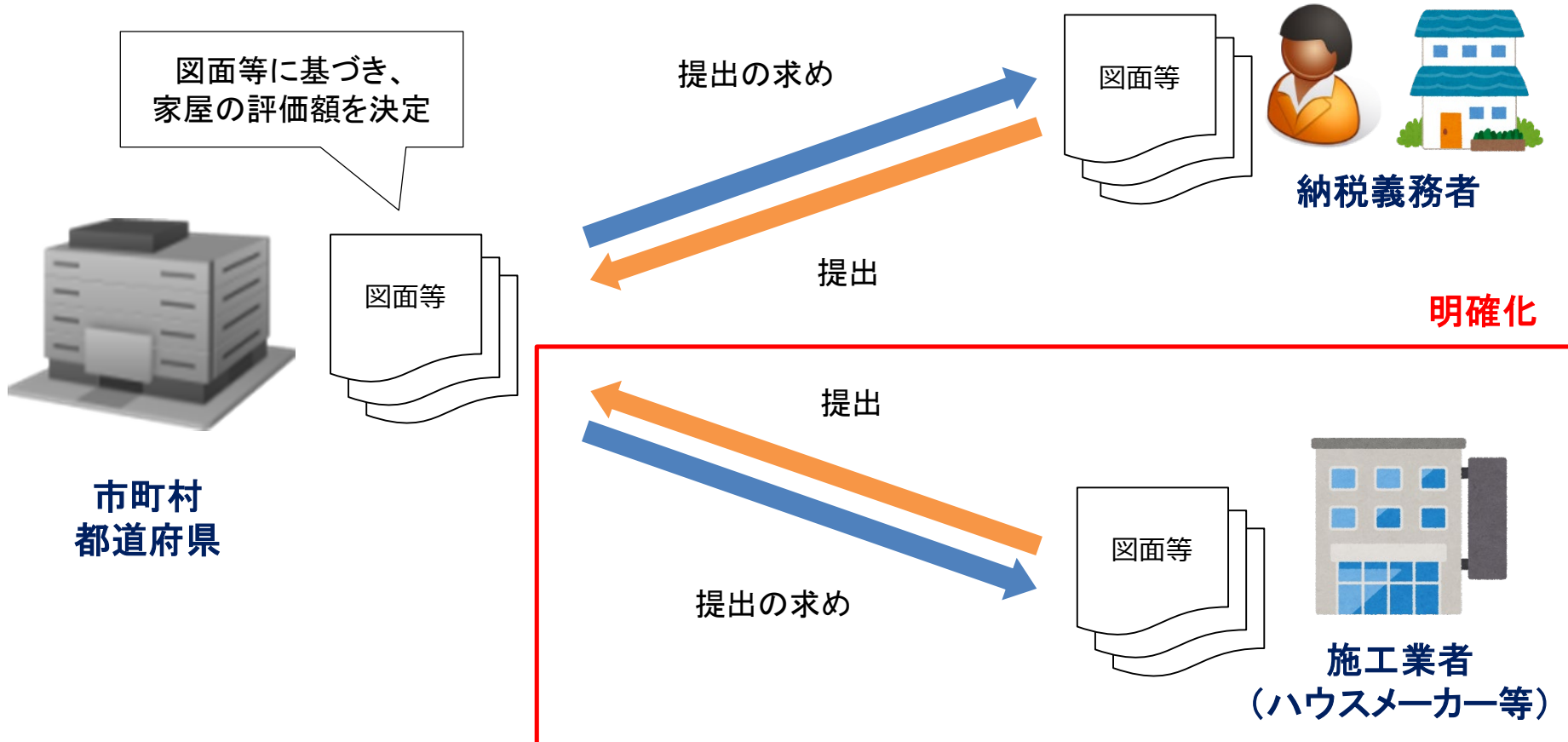
《X国》



固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化(案)

- 市町村及び都道府県は、家屋の評価額の決定に当たり、質問検査権に基づき、評価に必要な図面等を取得しているところ。
- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者が所有している図面等では不十分な場合があることを踏まえ、当該家屋の施工業者からも図面等入手することができることを法令上明確化する。

※ 令和6年4月1日施行

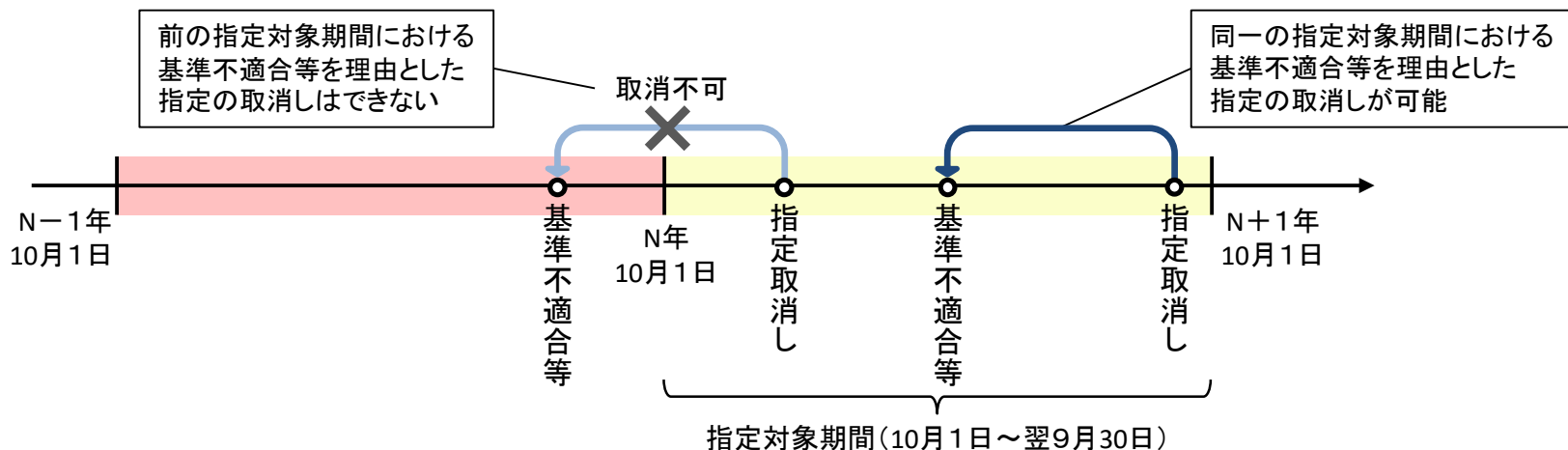


ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応(案)

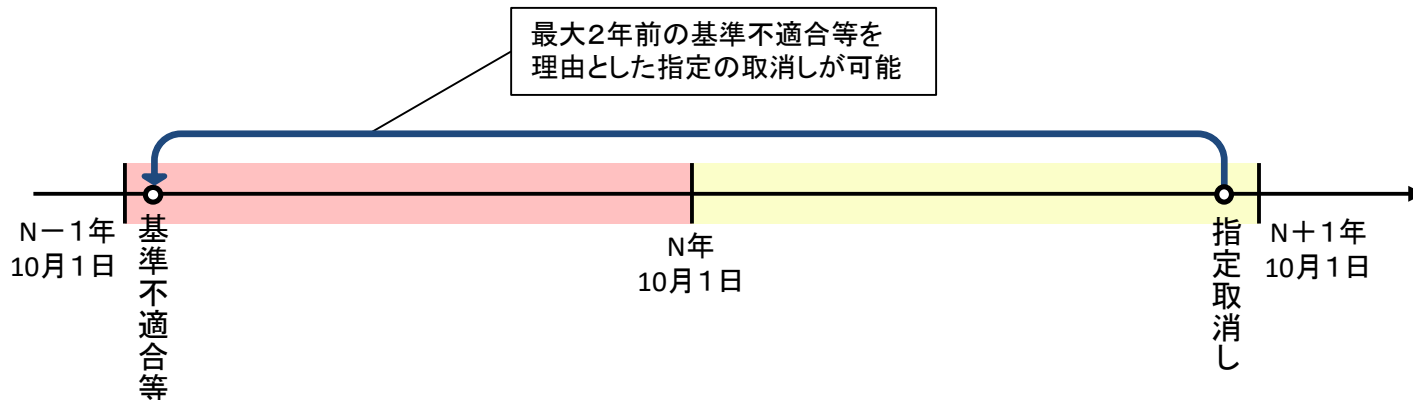
○ これまで複数件の指定取消事案が生じていることを踏まえ、制度の適正な運用を図る観点から、2年前の基準不適合等にまで遡って取消事由とすることを可能とする。

※ 地方団体が令和5年4月1日以後に基準に適合しなかった場合等について適用。

【現行制度】 現指定対象期間内の基準不適合・虚偽報告等を理由に指定取消し



【改正案】 取消し前2年間ににおける基準不適合・虚偽報告等を取消事由とできるようにする



中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設(案)

物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置等を取得した場合に、当該機械・装置等に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等

※以下の要件を満たす機械・装置等を対象

- ①市町村計画に基づき中小事業者等が取得するもの（市町村の導入促進基本計画に適合するもの）
- ②生産性向上に資するもの（導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの）
- ③企業の収益向上に直接つながるもの（導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの）

2. 特例率

1 / 2（最初の3年度分）

賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合 1 / 3（最初の5年度分※）

※ 令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分

3. 適用期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（案）

特例の概要（創設）

- 改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額※する。

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下のいずれかの場合
 - ・ 都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
 - ・ 都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

※ 税額の減額は1戸あたり100㎡相当分を上限

バス事業者が路線の維持に取り組むつつEVバスを導入する場合における 変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設(案)

地域公共交通の確保に取り組む一般乗合旅客自動車運送事業者が、カーボンニュートラル等への対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電に要する土地を含む。)に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

EVバスの変電設備・充電設備及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電に要する土地を含む。)

※ 地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうち、EVバスが導入される営業所において運行する路線を維持することが一般乗合旅客自動車運送事業者が定める道路運送高度化実施計画で担保された場合に限る。

2. 特例率

1 / 3 (最初の5年度分)

3. 適用期限

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

4. その他

国土交通省において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)を改正し、道路運送高度化事業に新たにEVバスを用いた旅客運送事業を位置づける予定。

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長(案)

改正案 (概要)

- 側方衝突警報装置を搭載したトラックについて、自動車税環境性能割の特例措置を延長する。
- 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を搭載したトラック・バスについて、自動車税環境性能割の特例措置の対象に追加する(拡充)。

<措置内容>

対象車両	搭載装置	措置期間	取得価格からの控除額
バス / 車両総重量3.5t超のトラック・トラクタ	衝突被害軽減ブレーキ	R5.4.1～R7.3.31	175万円控除
車両総重量8t超のトラック・トラクタ	側方衝突警報装置	R5.4.1～R6.4.30 [※]	175万円控除
	上記2装置搭載		350万円控除

※ 側方衝突警報装置又は2装置搭載の場合の特例は、側方衝突警報装置の義務化(R6.4.30)まで適用可能

側方衝突警報装置

左側方の自転車を検知し、左折時の衝突の可能性がある場合に視覚及び音により運転者に警報し、左折巻き込み事故を予防するための装置

<主な制動要件>

ドライバーに警報



視覚及び音による警報

接近する自転車を認識

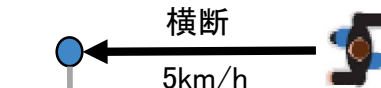


時速30km/h以下で走行中、左側方を走行中の自転車を検知できること

衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)

前方の障害物(車両や歩行者)との衝突を予測して警報し、衝突軽減のために制御する装置

<主な制動要件>



衝突しないこと



6歳児相当

航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の延長（案）

- 令和5年度税制改正において、航空機燃料税の税率が下の表のとおり見直されることに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上、5年間延長する。

					令和5年度税制改正		
	本則	H23年度 ～ R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 ・ R6年度	R7年度 ・ R8年度	R9年度
航空機燃料 税率	26,000円/kℓ	18,000円/kℓ	9,000円/kℓ	13,000円/kℓ	13,000円/kℓ	15,000円/kℓ	18,000円/kℓ
譲与割合	13分の2	9分の2	9分の4	13分の4	13分の4	15分の4	9分の2
地方への 譲与分	4,000円/kℓ						

（参考）航空機燃料譲与税の配分割合

空港所在市町村（128団体） 譲与額の4/5
 空港所在都道府県（37団体） 譲与額の1/5

（着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与）

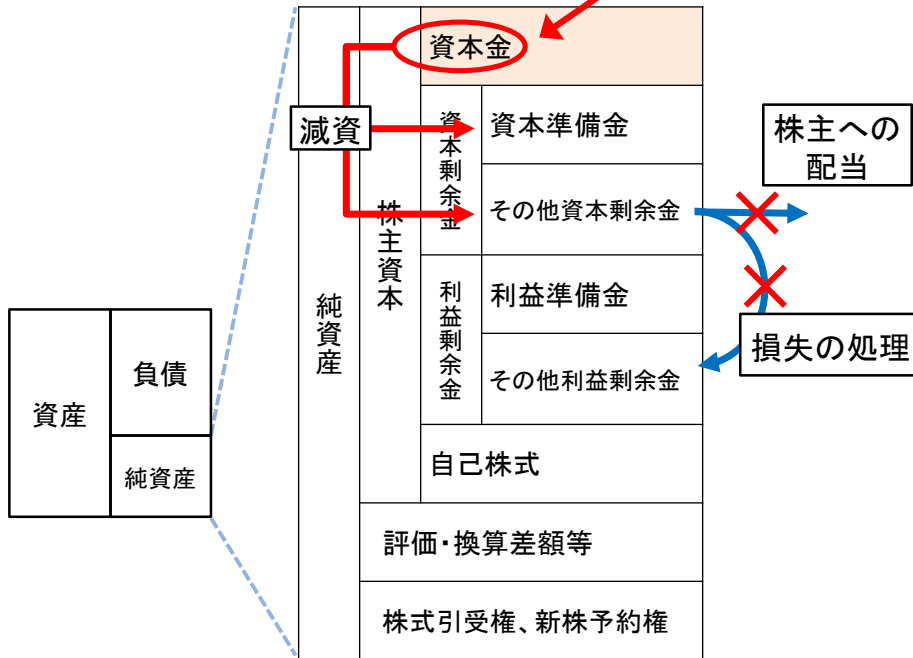
検討事項等

外形標準課税のあり方

- 減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

減資のイメージ

資本金1億円以下となると
外形標準課税の対象外



損失の処理や株主への配当を伴わない場合は、
企業の規模は実質的に変わらない。

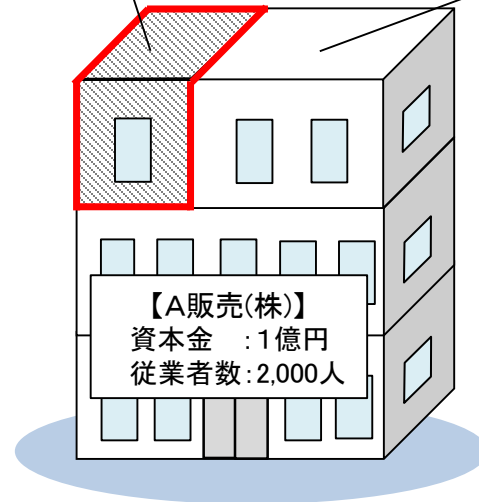
組織再編のイメージ

【Aホールディングス(株)】
資本金 : 1,000億円
従業者数 : 200人

〔 A(株)、A販売(株)、A製造(株)は、
Aホールディングス(株)の100%子会社 〕

【A(株)】
資本金 : 1億円
従業者数 : 800人

【A製造(株)】
資本金 : 1億円
従業者数 : 7,000人



(注) 法人事業税は、親法人、
子法人ともに、個社単位で
の単体課税となっている。

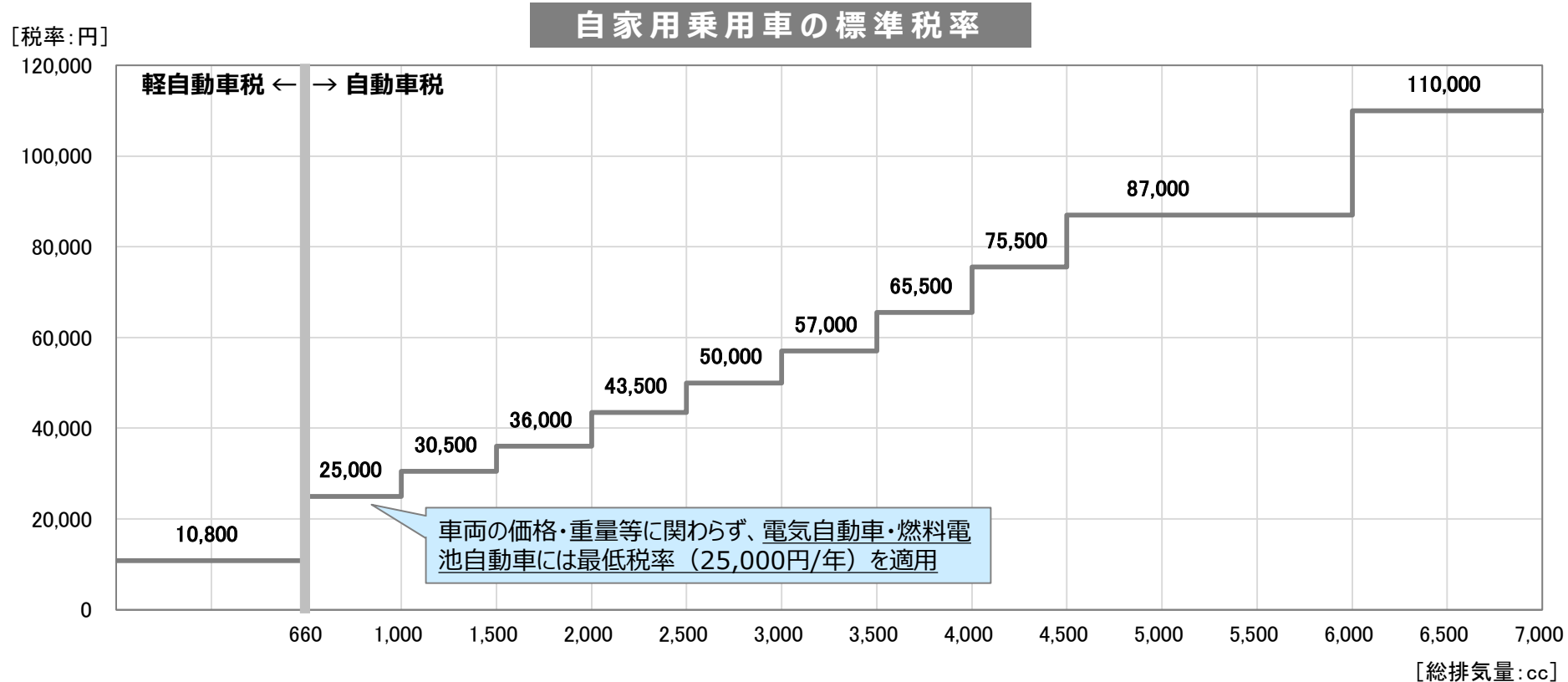
Aホールディングス社のみが
外形標準課税の対象(従業者200人)

電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方

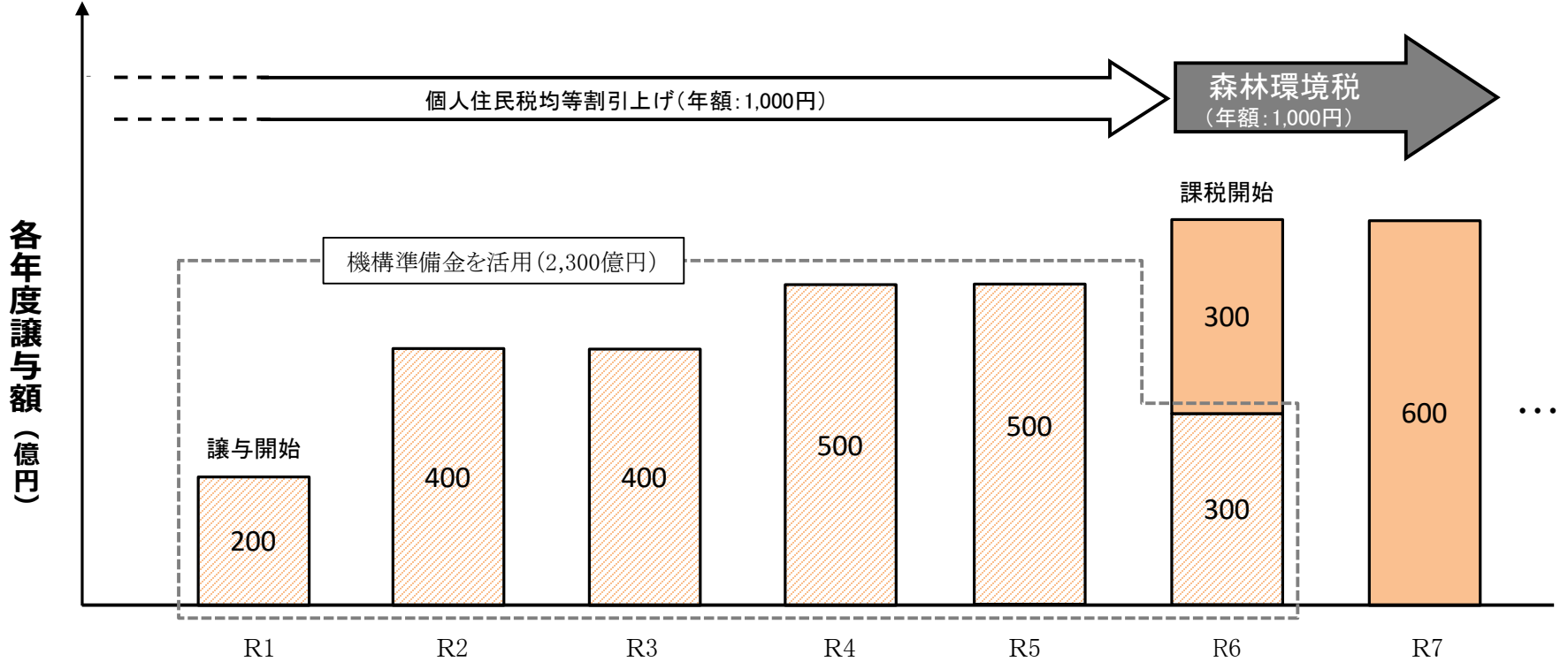
令和5年度与党税制改正大綱（令和4年12月16日、自由民主党・公明党）

第三 検討事項

- 4（略）自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。



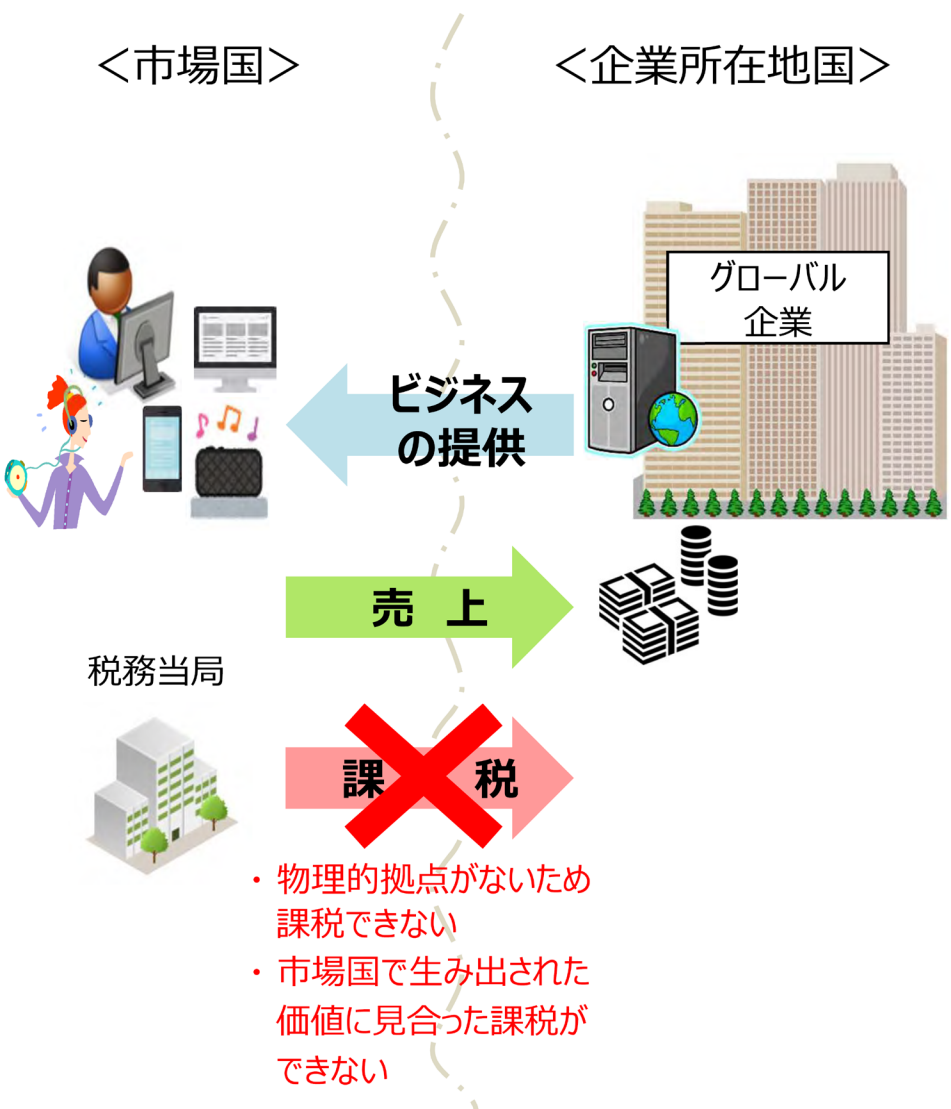
森林環境税及び森林環境譲与税



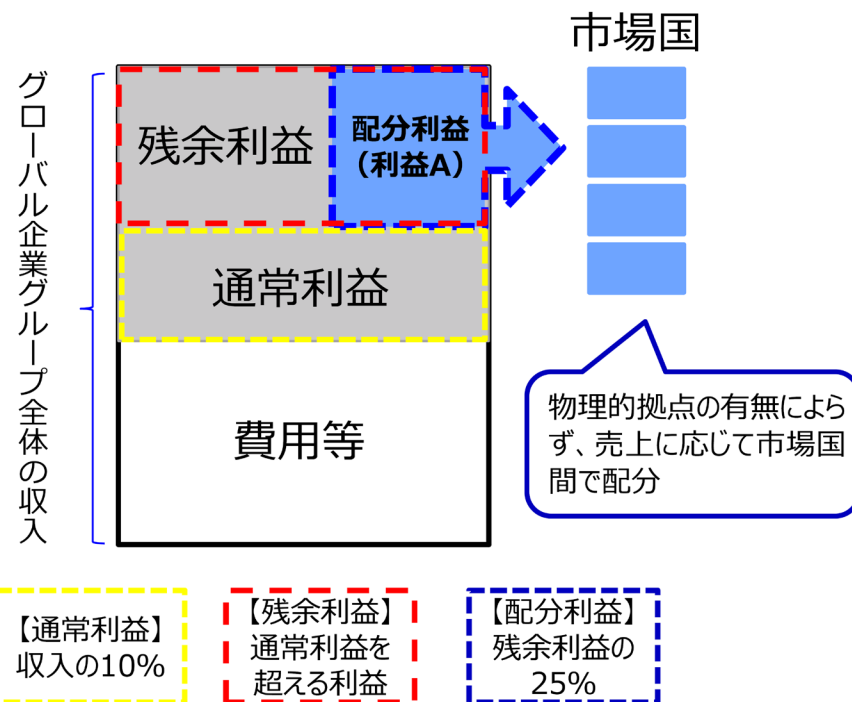
市:県の割合	80:20		85:15		88:12		90:10	
(市町村分)	160 億円	340 億円	→	440 億円	→	540 億円	→	→
(都道府県分)	40 億円	60 億円	→	60 億円	→	60 億円	→	→

- 【譲与基準】 市町村分・都道府県分
- 50% : 私有林人工林面積
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口

第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）



- 「課税対象（scope）」は、売上高200億ユーロ（約2.9兆円）超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループ（全世界で100社程度）
- 大規模なグローバル企業グループの利益率10%を超える残余利益の25%を市場国に配分



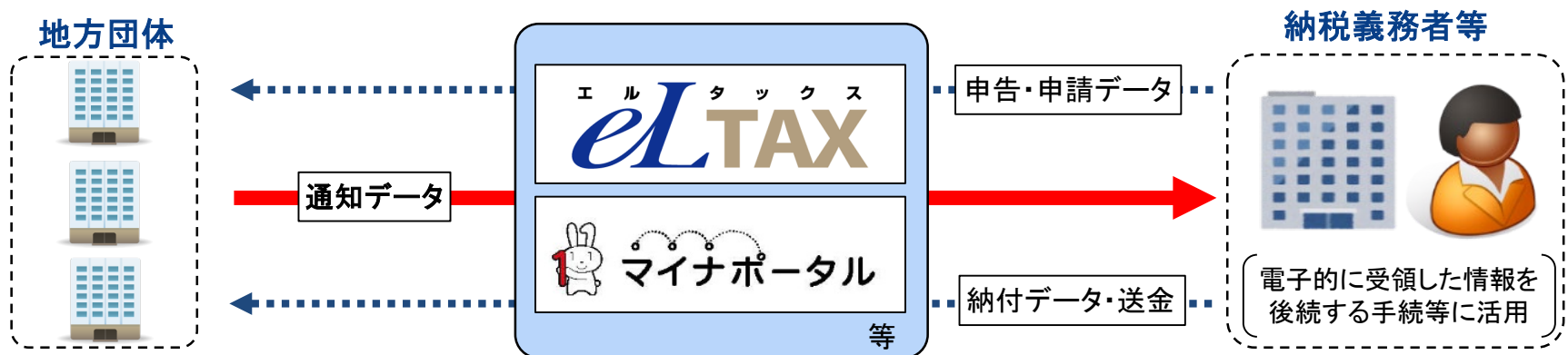
地方税関係通知のデジタル化

- 納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX 及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。

■ 地方税関係通知の例

- 納税通知書(課税明細書を含む。)
- 各種証明書(納税証明書や固定資産課税台帳登録事項証明書など)
- 減免決定通知書 等

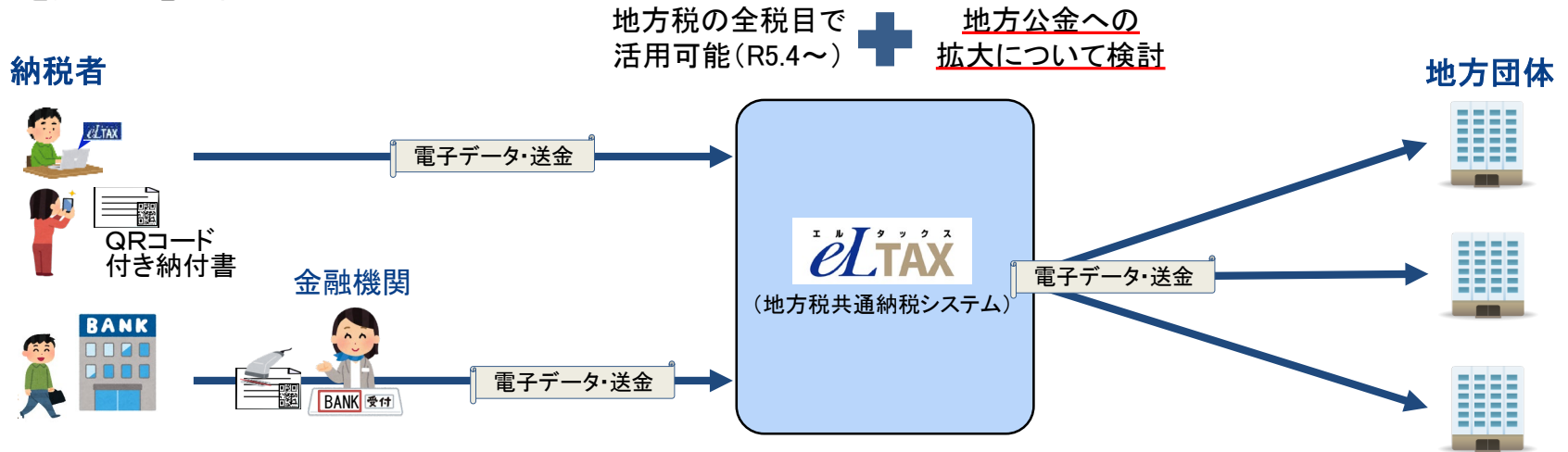
■ 地方税関係通知のデジタル化(イメージ)



eLTAXを通じた地方税以外の地方公金納付のデジタル化

- 令和5年4月から地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることを踏まえ、地方税以外の地方公金に係るeLTAX経由での納付について必要な検討を進める。

■eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



■規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)[抄]

II 実施事項 1 (8) ・行政手続デジタル化の基盤整備 No. 11 共通基盤の整備

- b デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、各種公金に係る収納方法等の現況、法令を所管する各省庁におけるオンライン化の検討状況、マイナポータルを含む政府全体の行政手続オンライン化や公金取扱の動向、eLTAX経由の収納の対象税目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体、公金を納付する事業者及びキャッシュレス事業者を含む民間事業者等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係府省は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。(令和4年度末までに結論を得ることを目指し、結論を得た論点から速やかに措置)